

# あい・愛だより

編集・発行 名護市総務部総務課 地域協働係

沖縄県名護市港1-1-1

TEL(0980)53-1212(内線215)

21号

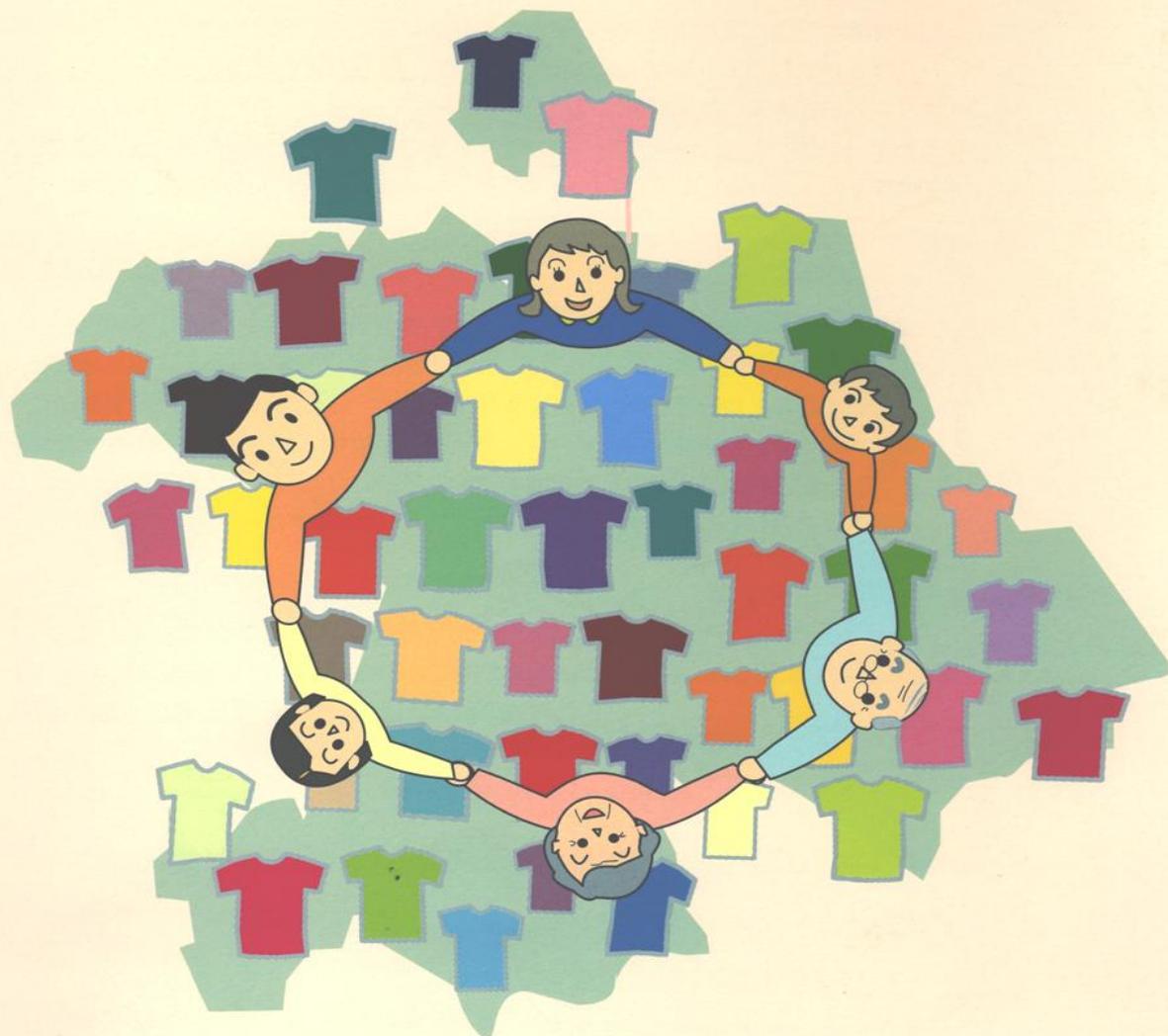
☆男女共同参画計画

☆子育て支援

男女の人権が尊重される社会の実現をめざして

## 名護市男女共同参画推進条例制定

平成24年4月1日から施行されました!



名護市

## 男女共同参画とは (2条「定義」より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことをいいます。

## 条例を制定した理由

名護市では、これまで女性の自立と地位向上を図り、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきました。しかし、社会全体では、まだ性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく制度・慣行などが依然として残っています。そのため、市・市民・市民団体・教育関係者及び事業者の皆さんが、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を制定しました。



## 男女共同参画を推進するための基本理念 (第3条)

市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者が男女共同参画を推進していく上で基本となる考え方で、次の6つがあります。

### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、個人の能力を発揮できる機会を確保すること。

### 社会における制度及び慣行についての配慮

固定的役割分担意識にとらわれず、社会において男女が制度や慣行によって差別されないようにすること。

### 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が互いの性に関する理解を深め性に関する個人の意思や、妊娠、出産など女性の性と生殖に関する事柄について生涯にわたり尊重すること。

### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな方針の立案や決定に参画する機会を確保すること。

### 家庭生活での活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し社会の支援も受けながら、家庭生活での活動と他の活動を行うことができるようにすること。

### 国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

# 条例の構成

## 基本理念（第3条）



### 責 務

市（第4条）

市民（第5条）

市民団体（第6条）

教育関係者（第7条）

事業者（第8条）



#### ● 市・市民等の協働（第9条）

市・市民等は、それぞれの主体的な取組及び協働により男女共同参画を推進するものとする。

#### ● 性別による人権侵害の禁止（第10条）

何人も、職場、学校、地域、家庭、その他のあらゆる分野において性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

#### ● 公衆に表示する情報に関する配慮（第11条）

何人も、公衆に表示し、又は発信する情報においては、次の各号の表現を行わないよう配慮しなければならない。

- ①性別による固定的な役割分担を助長し、又は連想させる表現
- ②性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する過度の性的な表現



## 基本的施策

- 施策の策定に当たっての配慮（第12条）
- 男女共同参画行動計画（第13条）
- 積極的改善措置（第14条）
- 農林水産業その他の産業における推進（第15条）
- 市民等への啓発（第16条）
- 市民等の活動への支援（第17条）
- 調査研究（第18条）
- 実施状況の公表（第19条）
- 苦情の申出及び処理（第20条）
- 男女共同参画推進月間（第21条）
- 審議会の設置及び権限（第22条）
- 規則への委任（第23条）



男女共同参画社会をめざします

# 名護市男女共同参画社会の実現に向けて みんなで取り組みましょう

## 責務（第4条～第8条）

男女共同参画の推進に、市民、市民団体、教育関係者及び事業者の皆さんと市が協働して取り組むために、それぞれが果たすべき責務を定めました。

